

北海道産業振興条例（通称）施行規則に基づく助成制度の概要

企業立地の促進を図るための助成措置

(H23.1.1 改正)

類型	分野	対象施設	対象業種等	対象地域	対象要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容			
						助成額	限度額	通算限度	
類型	成長産業分野	工場	自動車関連製造業 (自動車・同附属品製造業)	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上 40人以上	投資額×10%	35億円	45億円 同一企業につき
					増設		投資額×5%		
			電気・電子機器製造業		新設	2,500万円以上 5人以上	投資額×10%	3億円	30億円 同一企業につき
					増設		投資額×5%		
			基盤技術産業		新設	投資額×10%	3億円	15億円 同一企業につき	
	増設	投資額×5%							
	特定事業 所等	産業支援サービス業 ・ソフトウェア業	全道	新設	5,000万円以上 特定技術者5人以上	特定技術者1人あたり 100万円(新設後3年間に おける雇用増が対象)	1億円(新設 後3年間の 累計)	-	
	発展基盤施設分野	試験研究 施設	自然科学研究所	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額×10%	10億円	-
		航空機整備 関連施設	航空機整備関連事業	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上 40人以上	投資額×10%	10億円	-
		国際物流 関連施設	国際物流関連事業	国際物流拠点 地域 ・関税法の 開港 ・税関空港 ・保税地域		20億円以上 20人以上 特別対策地域特 例 10億円以上 5人以上			
産業集積拠点形成分野	工場	製造業	工業団地 (札幌市を除く)	新設	5,000万円以上 5人以上	投資額×8%	3億円	-	
	増設			・増設(新たに土地を 確保した場合) 投資額×8% ・増設(既に土地を 確保している場合 (自動車関連製造業、 電気・電子機器製造 業、食料品製造業で あって市町村が行う 立地助成措置の対象 であるものに限る)) 投資額×4%					
特定事業 所等	産業支援サービス業 (データセンター事業)			新設 増設	一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 20億円以上 5人以上	投資額×8% (増設は、新たに土地 を確保した場合)	一般型 3億円 環境配慮型 5億円		
市町村連携促進分野	工場 試験研究 施設 特定事業 所等	市町村が行う立地助 成措置の対象である こと(企業立地促進 法適用地域において は指定集積業種) ・製造業 ・自然科学研究所 ・産業支援サービス業 ソフトウェア業 データセンター事業 コールセンター事業 情報処理・ 提供サービス業 その他 ~ までに 準ずる事業として知 事が認める事業	特別対策地 域 農工法 過疎法 離島法 半島法 低工法 多極分散法 地方拠点法	新設 増設	市町村が行う立 地助成措置の対 象であること  2,500万円以上 5人以上	投資額×4% (特別対策地域に該当 し、かつ、企業立地促 進法の集積区域に該当 する新設の場合 投資額×8%)	1億円	5億円 同一企業 につき	
			企業立地促 進法適用地 域 (札幌市の区 域にあっては 特認事業者に 限る)	新設		雇用増1人あたり50万 円 (雇用増6人以上の場 合(6人目から支給))	5,000万円	-	

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。  
また、他の補助制度により補助を受けている場合などにおいては、助成額を調整することがあります。  
2 類型 から類型 までの区分のうち、いずれか一つの区分の補助金の交付を受けることができます。